

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人金木犀会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。

- 2 常勤役員については、報酬及び各種手当を支給する。
- 3 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、退職手当は支給しない。
- 4 常勤役員に対する退職手当は、役員退職手当支給規程により支払うものとする。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 各種手当は、職員給与規程に準ずるものとする。
- (3) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料、食卓料）を支給する。

(職員給与との併給)

第4条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等の報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、これを控除して支給する。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。(一部改正)

別表第1（役員等の報酬）

（1）評議員

	日 額
評議員会への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000 円

（2）常勤役員

号 俸	月 額
1	500,000 円
2	600,000 円
3	700,000 円
4	800,000 円
5	900,000 円
6	1,000,000 円
7	1,100,000 円
8	1,200,000 円
9	1,300,000 円
10	1,400,000 円

（3）非常勤役員

役職名		日 額
理事長	理事会、評議員会への出席	30,000 円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	30,000 円
理 事	理事会、評議員会への出席	20,000 円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000 円

（3）監事

	日 額
理事会、評議員会、監事監査等への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000 円